

請求の範囲

- [請求項1] プログラム細胞死1タンパク質（PD-1）アンタゴニストと組み合わせて投与されることを特徴とする、エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩を含むリポソーム組成物を含有する腫瘍治療用医薬組成物。
- [請求項2] エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩を含むリポソーム組成物と組み合わせて投与されることを特徴とする、プログラム細胞死1タンパク質（PD-1）アンタゴニストを含有する腫瘍治療用医薬組成物。
- [請求項3] エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩を含むリポソーム組成物及びPD-1アンタゴニストが、それぞれ同時に、別々に、連続して、又は時間差をおいて投与される、請求項1又は2に記載の医薬組成物。
- [請求項4] エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩がエリブリンメシル酸塩である、請求項1～3のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項5] PD-1アンタゴニストが抗PD-1抗体である、請求項1～4のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項6] 抗PD-1抗体がニボルマブ、ペムブロリズマブ、セミプリマブ、シンチリマブ及びトリパリマブからなる群から選択される、請求項5に記載の医薬組成物。
- [請求項7] 抗PD-1抗体がニボルマブであり、ニボルマブが1回3mg/kg（体重）を2週間間隔、1回240mgを2週間間隔、1回360mgを3週間間隔又は1回480mgを4週間間隔にて投与される、請求項5に記載の医薬組成物。
- [請求項8] エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩がエリブリンメシル酸塩であり、抗PD-1抗体がニボルマブであり、21日サイクルで1日目にエリブリンメシル酸塩が1.7～2.1mg/m²（体表面積）静脈投与され、ニボルマブが360mg静脈投与される、請求項5

に記載の医薬組成物。

- [請求項9] エリブリン又はその薬剤学的に許容される塩がエリブリンメシル酸塩であり、抗PD-1抗体がニボルマブであり、28日サイクルで1日目及び15日目にエリブリンメシル酸塩が $1.1 \sim 1.4 \text{ mg/m}^2$ （体表面積）静脈投与され、ニボルマブが240 mg 静脈投与される、請求項5に記載の医薬組成物。
- [請求項10] 腫瘍が乳がん、胃がん、食道がん、小細胞肺がん、大腸がん、腎がん、胸腺がん又は肝内胆管がんである、請求項1～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項11] 腫瘍が乳がん、胃がん、食道がん、小細胞肺がん、大腸がん又は腎がんである、請求項1～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。
- [請求項12] 腫瘍が乳がんである、請求項1～9のいずれか一項に記載の医薬組成物。